

事 務 連 絡
平成26年 1月10日

青森県、岩手県
秋田県、宮城県
山形県、福島県
茨城県、栃木県
群馬県、埼玉県
千葉県、東京都
神奈川県、新潟県
山梨県、長野県
静岡県

衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の指示の徹底について

食品中の放射性物質への対応として、原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、放射性物質の地域的な広がりを考慮し、必要な品目に関し原子力災害対策本部長から食品の出荷制限が指示されているところですが、今般、出荷制限が指示されている地域で生産された原木しいたけが流通する事案が発生しました。

先般も、平成25年10月28日付け事務連絡にて出荷制限の指示の徹底を依頼したところですが、出荷制限が指示されている各県においては、引き続き、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の指示の徹底をお願いします。

なお、林野庁においても別添のとおり、17都県特用林産担当課あて事務連絡を発出していることを申し添えます。

(別添)

事務連絡
平成26年1月10日

17都県 特用林産担当課長 殿

林野庁林政部経営課
特用林産対策室長

安全な特用林産物の供給等について

平素から、関係都県におかれましては、安全な特用林産物の供給にあたり、食品中の放射性物質の検査の実施、出荷管理及び生産者等への指導等特段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、一般市民から出荷制限区域のしいたけが直売所で販売されているとの疑義情報を受け、当該県が生産地等を確認した結果、出荷制限が指示された地域において生産された原木しいたけであることが判明いたしました。

先般も、野生きのこで類似の事態が発生し、「安全な野生きのこの供給等について（平成25年10月28日付け事務連絡）」で、直売所等の販売事業者に対して出荷制限等区域のものは引き受けないよう指導していただいたところですが、このような事態が繰り返されることは、消費者の信頼を大きく損ね、今後、生産の再開・回復を図り安全な特用林産物を供給していく上で、多大な不利益となるものです。

つきましては、各都県におかれましては、衛生部局とも連携し、同様の事態の再発防止のため、下記の事項について再度周知、指導を徹底するようお願いいたします。

記

- 1 生産者に対しては、出荷制限が指示されている区域では出荷できないことにつき、市町村と連携して情報の周知、徹底を図ること。その際、生産者の把握に漏れが無いよう留意すること。
- 2 直売所等の販売事業者に対しては、受け入れ産品について生産地等を必ず確認し、出荷制限等区域のものは厳に受け入れを行わないよう、直接指導すること。
- 3 市町村と連携して、広報誌等での周知、直売所等の巡回指導等について更なる励行に努めること。

<担当>

林野庁経営課特用林産対策室

TEL:03-6744-2289、FAX:03-3502-8085

板垣 靖 (yasusi_itagaki@nm.maff.go.jp)

牛尾 光 (hikaru_ushio@nm.maff.go.jp)